

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社ファンコミュニケーションズ
【英訳名】	F@N Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 安慶
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第13期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年12月31日
売上高(千円)	2,042,772	2,486,156	8,722,576
経常利益(千円)	348,138	445,105	1,500,965
四半期(当期)純利益(千円)	205,316	261,175	904,105
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	19,268	45,076
資本金(千円)	940,900	948,380	948,380
発行済株式総数(株)	104,170	105,390	105,390
純資産額(千円)	3,630,279	4,329,347	4,248,854
総資産額(千円)	5,407,712	6,421,453	6,442,271
1株当たり純資産額(円)	38,024.14	45,210.02	44,382.42
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	2,167.94	2,767.36	9,520.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	2,062.08	2,659.87	9,128.71
1株当たり配当額(円)	-	-	1,900
自己資本比率(%)	66.4	66.4	65.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	48,083	157,950	933,207
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	147,034	156,487	534,074
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	157,207	114,928	295,290
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,231,752	1,887,430	1,687,920
従業員数(人)	132	136	143

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第12期第1四半期累計(会計)期間の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しますが、損益等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	136	(46)
---------	-----	------

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
パソコン向けアフィリエイト広告サービス(千円)	1,705,769	-
携帯向けアフィリエイト広告サービス(千円)	687,248	-
報告セグメント計(千円)	2,393,017	-
その他(千円)	93,138	-
合計(千円)	2,486,156	-

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、雇用情勢は失業率が高水準にある一方、企業収益は中国などの新興国の需要拡大で回復の期待が見受けられます。しかし、2011年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震の影響で経済活動が停滞するなど、今後の国内景気は依然として予断を許さない状況となっております。

このような経済状況のもとで、当社の主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ミニブログ（ツイッター）の普及や、iPhoneやAndroidを始めとするスマートフォン、電子書籍端末などの登場によりインターネット利用者の利用シーンはますます広がりを見せております。2011年4月22日に矢野経済研究所から公表されている「アフィリエイト市場に関する調査結果」では、2011年度のアフィリエイト広告の市場規模は1,052億5,000万円（前年比4.3%増）に上るものと予測されております。電子商取引推進企業によるインターネット広告およびアフィリエイトマーケティングへの取り組みは今後さらに拡大してくるものと予測されます。

当第1四半期会計期間におきましては、パートナーサイトの稼働率を向上させるため、各種キャンペーンの展開の他、大手広告主の獲得、広告主とパートナーサイトの関係強化や、各アライアンス先との共同セミナーの開催などを中心に、費用対効果をより高める営業活動を行いました。また、東北地方太平洋沖地震に関連して1,000万円の寄付を行った他、義援金プロジェクトとして寄付や節電の呼びかけを当社ネットワークを通じて行いました。

この結果、当第1四半期会計期間の売上高は、2,486,156千円（前年同四半期比21.7%増）となりました。また、営業利益は、426,388千円（前年同四半期比28.2%増）、経常利益は営業外収益に受取利息を13,975千円計上したことなどにより445,105千円（前年同四半期比27.9%増）となり、四半期純利益は261,175千円（前年同四半期比27.2%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

パソコン向けアフィリエイト広告サービス

主力サービスでありますアフィリエイト広告サービスのうちパソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」を提供しております。当第1四半期会計期間においては、各種キャンペーンや広告主に向けて費用対効果を高めるコンサルティングを行いました。その結果、当第1四半期会計期間の売上高は1,705,769千円、営業利益は468,859千円となりました。

携帯向けアフィリエイト広告サービス

主力サービスでありますアフィリエイト広告サービスのうち携帯向けアフィリエイト広告サービス「モバハチネット」及びカテゴリマッチ型広告サービス「アドカボ」並びにスマートフォン向け広告サービス「ネンド」を提供しております。当第1四半期会計期間においては、モバハチネットの売上伸び率が鈍化しておりますが、アドカボ及びネンドの売上が順調に推移しました。その結果、当第1四半期会計期間の売上高は687,248千円、営業利益は116,077千円となりました。

その他

自社媒体運営及び他社媒体広告販売等を展開しております。当第1四半期会計期間においては、音楽業界の予算縮小によって「歌ネットモバイル」の純売上が減少しましたが、スマートフォン向け音楽再生アプリ「リリカ」はアプリダウンロード数の増加に伴い純売上が順調に推移しました。その結果、当第1四半期会計期間の売上高は93,138千円、営業利益は31,400千円となりました。

サービス区分別の売上高の内訳

(千円未満切捨て)

サービス区分	平成23年12月期第1四半期		平成22年12月期第1四半期		平成22年12月期	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
パソコン向けアフィリエイト広告サービス	1,705,769	68.6	1,355,499	66.4	5,814,724	66.7
携帯向けアフィリエイト広告サービス	687,248	27.7	579,467	28.4	2,510,052	28.8
自社媒体運営	42,539	1.7	53,794	2.6	194,999	2.2
他社媒体広告販売	50,599	2.0	53,989	2.6	202,759	2.3
その他売上	-	0.0	20	0.0	40	0.0
総売上高	2,486,156	100.0	2,042,772	100.0	8,722,576	100.0

なお、主力サービスであるアフィリエイト広告サービスにおける事業年度末（当第1四半期末）の利用広告主数（稼働広告主ID数）、参加メディア数（登録アフィリエイトサイト数）は、下記のとおりであります。

サービス	区分	平成23年12月期 第1四半期	平成22年12月期
パソコン向け アフィリエイト広告サービス 「エーハチネット」	稼働広告主ID数	2,296	2,364
	登録パートナーサイト数	1,049,691	1,009,775
携帯向け アフィリエイト広告サービス 「モバハチネット」、「アドカポ」及 び「ネンド」	稼働広告主ID数	1,252	1,263
	登録パートナーサイト数	155,650	142,863
当社 アフィリエイト広告サービス 合計	稼働広告主ID数	3,548	3,627
	登録パートナーサイト数	1,205,341	1,152,638

[アフィリエイト広告サービスの状況に関する定性的情報等]

当第1四半期末における、パソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」の状況は、利用広告主数が2,296社、参加メディア数が1,049,691サイトとなりました。一方、携帯向け同サービス「モバハチネット」、「アドカポ」及び「ネンド」においては、利用広告主数の合計が1,252社、参加メディア数の合計が155,650サイトという結果になりました。当第1四半期末における両サービスを合わせた利用広告主数は3,548社（前期末比97.8%）、参加メディア数は1,205,341サイト（前期末比104.6%）になっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,887,430千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、157,950千円の収入（前年同四半期は48,083千円の支出）となりました。これは、税引前四半期純利益を441,448千円計上した一方、法人税等の支払額が289,661千円であったこと等によるものであります。また、前年同四半期との比較において営業活動によるキャッシュ・フローが206,034千円増加した原因は、税引前四半期純利益が93,309千円増加したこと、売上債権の増減額が98,098千円増加したこと、法人税等の支払額が87,371千円減少したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、156,487千円の収入（前年同四半期は147,034千円の支出）となりました。これは、投資有価証券の取得による支出が200,000千円であった一方、投資有価証券の売却による収入が233,785千円であったこと、投資有価証券の償還による収入が130,000千円であったこと等によるものであります。また、前年同四半期との比較において投資活動によるキャッシュ・フローが303,522千円増加した原因は、投資有価証券の償還による収入が270,000千円減少した一方、投資有価証券の売却による収入が233,785千円増加したこと、投資有価証券の取得による支出が334,300千円減少したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、114,928千円の支出（前年同四半期は157,207千円の支出）となりました。これは、配当金の支払額が124,928千円であったこと等によるものであります。また、前年同四半期との比較において財務活動によるキャッシュ・フローが42,278千円増加した原因は、配当金の支払額が13,459千円増加した一方、自己株式の取得による支出が55,738千円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	105,390	106,590	大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	105,390	106,590	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年3月28日の定時株主総会決議により平成16年3月10日発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	120(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成25年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されず。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員
の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りで
ない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使
することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間
で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権
を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のこととあります。
5. 平成17年3月9日付で1株を4株、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成16年3月30日の定時株主総会決議により平成16年12月22日発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	60(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り、)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社ならびに子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 平成17年3月9日付けで1株を4株、平成18年3月1日付けで1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成17年3月30日の定時株主総会決議により平成17年4月20日発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	120(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1, 3, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)4
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)4 資本組入額 10,000(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のこととあります。
4. 平成18年3月1日付けで1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成18年3月30日の定時株主総会決議により平成18年4月21日発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	410(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	410(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	779,196
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 779,196 資本組入額 389,598
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由のあると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成19年3月29日の定時株主総会決議により平成19年6月20日発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	220(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184,000
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 262,675 資本組入額 131,338
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額184,000円と新株予約権付与時における公正な評価単価78,675円を合算しております。

(平成20年3月28日の定時株主総会決議により平成20年6月20日発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	286(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	286(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	109,027
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 148,030 資本組入額 74,015
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額109,027円と新株予約権付与時における公正な評価単価39,003円を合算しております。

(平成21年3月27日の定時株主総会決議により平成21年6月19日発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	393(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	393(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	135,520
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 199,590 資本組入額 99,795
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額135,520円と新株予約権付与時における公正な評価単価64,070円を合算しております。

(平成22年3月30日の定時株主総会決議により平成22年6月18日発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	457(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	457(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134,482
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 184,430 資本組入額 92,215
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額134,482円と新株予約権付与時における公正な評価単価49,948円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	105,390	-	948,380	-	53,080

(注) 平成23年4月1日から平成23年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,000千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

また、当第1四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得したこと等により、平成23年3月31日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1-1-8	11,013	10.45

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,013	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,377	94,377	-
発行済株式総数	105,390	-	-
総株主の議決権	-	94,377	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1丁目1番8号	11,013	-	11,013	10.45
計	-	11,013	-	11,013	10.45

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	122,900	131,700	152,800
最低(円)	103,200	108,600	81,700

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,987,430	1,787,920
受取手形及び売掛金	1,058,826	1,091,794
有価証券	2,201,013	1,735,909
その他	88,520	108,501
貸倒引当金	55,320	54,676
流動資産合計	5,280,470	4,669,450
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,368	20,368
減価償却累計額	10,409	10,035
建物(純額)	9,959	10,333
工具、器具及び備品	184,103	175,165
減価償却累計額	141,662	136,620
工具、器具及び備品(純額)	42,440	38,545
有形固定資産合計	52,400	48,878
無形固定資産		
ソフトウェア	48,862	52,533
ソフトウェア仮勘定	3,202	-
その他	318	372
無形固定資産合計	52,384	52,905
投資その他の資産		
投資有価証券	825,660	1,454,751
その他	225,073	230,315
貸倒引当金	14,536	14,030
投資その他の資産合計	1,036,198	1,671,036
固定資産合計	1,140,982	1,772,820
資産合計	6,421,453	6,442,271

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,435,836	1,414,661
短期借入金	30,000	20,000
未払法人税等	157,383	296,005
賞与引当金	26,531	57,000
その他	310,593	254,926
流動負債合計	1,960,344	2,042,593
固定負債		
長期預り保証金	131,760	150,823
固定負債合計	131,760	150,823
負債合計	2,092,105	2,193,416
純資産の部		
株主資本		
資本金	948,380	948,380
資本剰余金	1,200,330	1,200,330
利益剰余金	3,311,842	3,229,983
自己株式	1,191,639	1,191,639
株主資本合計	4,268,913	4,187,054
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,127	1,625
評価・換算差額等合計	2,127	1,625
新株予約権	62,561	60,174
純資産合計	4,329,347	4,248,854
負債純資産合計	6,421,453	6,442,271

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	2,042,772	2,486,156
売上原価	1,331,042	1,659,364
売上総利益	711,729	826,791
販売費及び一般管理費		
給料	137,047	143,196
貸倒引当金繰入額	6,058	1,986
賞与引当金繰入額	22,938	24,579
その他	213,030	230,642
販売費及び一般管理費合計	379,075	400,403
営業利益	332,654	426,388
営業外収益		
受取利息	15,367	13,975
投資有価証券売却益	-	4,490
その他	319	356
営業外収益合計	15,687	18,822
営業外費用		
支払利息	71	73
自己株式取得費用	111	-
その他	19	30
営業外費用合計	202	104
経常利益	348,138	445,105
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,842
特別利益合計	-	1,842
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,500
特別損失合計	-	5,500
税引前四半期純利益	348,138	441,448
法人税、住民税及び事業税	107,030	155,660
法人税等調整額	35,792	24,613
法人税等合計	142,822	180,273
四半期純利益	205,316	261,175

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	348,138	441,448
減価償却費	12,610	12,593
株式報酬費用	4,770	4,229
賞与引当金の増減額(は減少)	25,363	30,468
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,340	1,149
受取利息及び受取配当金	15,367	13,975
投資有価証券売却損益(は益)	-	4,490
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,500
売上債権の増減額(は増加)	65,636	32,462
仕入債務の増減額(は減少)	43,253	21,174
未払消費税等の増減額(は減少)	11,650	4,567
前受金の増減額(は減少)	1,685	12,893
未払金の増減額(は減少)	12,509	1,580
預り保証金の増減額(は減少)	14,700	19,062
その他	870	1,717
小計	323,861	438,937
利息及び配当金の受取額	5,159	8,748
利息の支払額	71	73
法人税等の支払額	377,033	289,661
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,083	157,950
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	534,300	200,000
投資有価証券の売却による収入	-	233,785
投資有価証券の償還による収入	400,000	130,000
有形固定資産の取得による支出	7,371	2,037
無形固定資産の取得による支出	5,363	5,260
投資活動によるキャッシュ・フロー	147,034	156,487
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	10,000	10,000
自己株式の取得による支出	55,738	-
配当金の支払額	111,468	124,928
財務活動によるキャッシュ・フロー	157,207	114,928
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	352,325	199,509
現金及び現金同等物の期首残高	1,584,077	1,687,920
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,231,752	1,887,430

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ275千円減少し、税引前四半期純利益は5,775千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「その他」が5,775千円減少しております。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (千円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,331,752	現金及び預金勘定 1,987,430
預入期間が3か月を超える定期預金 100,000	預入期間が3か月を超える定期預金 100,000
現金及び現金同等物 1,231,752	現金及び現金同等物 1,887,430

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 105,390株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 11,013株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 62,561千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月29日 定時株主総会	普通株式	179,316	1,900	平成22年12月31日	平成23年3月30日	利益剰余金

(金融商品関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)

有価証券及び投資有価証券が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	四半期貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	2,970,266	2,970,266	-

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、上場している株式は取引所の相場、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上 額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	2,520	2,466	54
(2) 債券			
社債	2,949,955	2,949,434	521
その他	21,377	18,366	3,011
合計	2,973,852	2,970,266	3,586

前事業年度末(平成22年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	2,520	2,400	120
(2) 債券			
社債	3,107,591	3,113,880	6,288
その他	21,400	17,972	3,428
合計	3,131,511	3,134,252	2,740

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前第1四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	-	40,000
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	-	104,398
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	-	19,268

(注) 前第1四半期会計期間については、損益等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 162千円
販売費及び一般管理費 4,067千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

特別利益(新株予約権戻入益) 1,842千円

3. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別に事業部を置き、各事業部が提供するサービスについて、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「パソコン向けアフィリエイト広告サービス」、「携帯向けアフィリエイト広告サービス」の2つを報告セグメントとしております。

パソコン向けアフィリエイト広告サービスは「エーハチネット」、携帯向けアフィリエイト広告サービスは「モバハチネット」、「アドカポ」及び「ネンド」で構成しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間（自平成23年1月1日 至平成23年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期損益 計算書計上 額 (注)3
	パソコン向け アフィリエイト 広告サービ ス	携帯向けア フィリエイト 広告サー ビス	計				
売上高							
外部顧客 への売上 高	1,705,769	687,248	2,393,017	93,138	2,486,156	-	2,486,156
セグメン ト間の内 部売上高 又は振替 高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,705,769	687,248	2,393,017	93,138	2,486,156	-	2,486,156
セグメント 利益	468,859	116,077	584,937	31,400	616,337	189,949	426,388

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自社媒体事業、他社媒体広告販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 189,949千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 189,949千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)		前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	45,210.02円	1株当たり純資産額	44,382.42円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,167.94円	1株当たり四半期純利益金額	2,767.36円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,062.08円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,659.87円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	205,316	261,175
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	205,316	261,175
期中平均株式数(株)	94,705	94,377
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	4,862	3,813
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定により記載を省略しています。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月14日

株式会社ファンコミュニケーションズ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月13日

株式会社ファンコミュニケーションズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 裕昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。